

Q 1 (料金)

新基準水道メータでは、「口径の概念がなくなる」とよく言われますが、口径別料金体系にはどのような影響がありますか。

A 1 (料金)

「口径の概念がなくなる」というのは、正確な表現ではありません。既存の給水管との接続などの必要から、当然新基準の水道メータについてもこれまでと同様の取付け部分の口径が必要です。ただ、これまでは原則として1つの口径については1つの計量特性のメータしかなかったため、メータの指定に際しては「口径」が重視されてきたのが、新JIS規格では1つの口径について複数の計量特性のメータから選定することが可能となり、「計量特性」が重視されるようになるため、「口径の概念がなくなる」という表現をされることがあるようです。しかし、新基準のメータを購入する場合には、「計量特性」に加え「口径」も指定する必要があるため、今後もメータの口径という概念は存在することになります。

一方、口径別料金体系は、給水管の口径により流すことのできる水の量、つまり使用者の便益に差があるため、その「給水管の口径」に基づいて料金に差を設けるものですが、同じ考え方で「メータの口径」を基準としている事業者もあります。メータの口径は、給水管との取付け部分の口径と考えるのが一般的なので、この場合も口径別料金体系への影響はありません。